

物価三法の概要

- ✓ いわゆる物価三法は、物価が高騰あるいはそのおそれがある場合等における生活関連物資等の価格及び需給の安定を目的としたもの。
- ✓ なお、物価統制令は他の措置によっても価格等の安定を確保することが困難と認められるときに限り発動されるものであり、「最後の砦」としての位置づけ。
- ✓ 基本的には、関係省庁(物資所管省庁)と協議のうえ、消費者庁及び関係省庁が連携して対応。

第2次世界大戦後の経済的混乱

物価統制令

(昭和21(1946)年3月3日施行:ポツダム勅令)

□ 発動要件・実施内容等

物価が著しく高騰し又は高騰するおそれがある場合で、他の措置によっては価格等の安定を確保することが困難と認められるとき、

- 統制額の指定
- 統制額を超える契約を禁止
- 不当高価契約、暴利行為の禁止

などを行うことができる。

※ 国民生活安定緊急措置法制定時に「最後の砦」としての位置づけを明確化。

□ 発動状況

- ・終戦直後～ 最高で約1万件の物資を指定
- ・現在 公衆浴場入浴料のみ残存

[和文\(e-Gov\)\(物価統制令\)\(別ウインドウで表示します\)](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=32110000000118_20220617_504)

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=32110000000118_20220617_504

第1次オイルショック

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律

(昭和48(1973)年7月6日施行)

□ 発動要件・実施内容等

生活関連物資等の価格が異常に上昇し又は上昇するおそれがある場合において、当該物資の買占め又は売惜しみが行われ又は行われるおそれがあるとき、

- 物資に関する調査
- 多量保有者に対する売渡し指示
- “ 売渡し命令

などを行うことができる。

□ 発動状況

- ・昭和48年7月～49年2月 石油製品等27物資を指定
- ・昭和49年9月 10物資の指定解除
- ・昭和51年5月 17物資の指定解除

※ 売渡し指示・命令等が発動されたことはない。

[和文\(e-Gov\)\(生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律\)\(別ウインドウで表示します\)](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=348AC0000000048)

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=348AC0000000048>

国民生活安定緊急措置法

(昭和48(1973)年12月22日施行)

□ 発動要件・実施内容等

物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の価格が著しく上昇し又は上昇するおそれがあるとき、

- 物資の指定
- 標準価格の決定
- 生産・輸入・保管・売渡し・輸送に関する指示等
- 割当て又は配給等の定め

などを行うことができる。

※ 概ね半年ごとに同法の施行状況を国会へ報告

□ 発動状況

- ・昭和49年1月 4物資(※)を指定・標準価格を決定
(※)①家庭用灯油、②家庭用LPG、③ちり紙、④トイレトペーパー
- ・昭和49年5～6月 3物資(①・③・④)の指定解除
- ・昭和51年5月 ②の指定解除
- ・令和2年3～8月 新型コロナウイルス感染症対策

[和文\(e-Gov\)\(国民生活安定緊急措置法\)\(別ウインドウで表示します\)](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=348AC0000000121)

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=348AC0000000121>